

令和3年第9回大山町教育委員会

招集年月日 令和3年7月30日（金） 午前9時30分

招集場所 名和公民館 第1会議室

出席委員

1番	向陽寛孝	2番	池嶋順子	3番	狛山洋美
4番	湊谷紀子				

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言（午前 時 分）

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定
自 午前 時 分 至 午前 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第 1 号 大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動
広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例
について

日程第 4 議案第 2 号 大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱
の全部改正について

日程第 5 議案第 3 号 令和3年度 準要保護児童生徒の認定について

3. その他

4. 次回の開催日程 令和3年8月 日（ ） 午 時 分

5. 閉会宣言（午前 時 分）

報 告 事 項

月 日	曜日	件 名
6 月 28 日	月	議会閉会(議案の質疑・討論・採決)
29 日	火	大山西小学校計画訪問
7 月 1 日	木	鳥取県市町村教育委員会研究協議会研究大会(オンライン)
2 日	金	鳥取県町村教育長会
5 日	月	町校長会
6 日	火	名和小学校計画訪問
7 日	水	大雨により下校時、保護者直接引き渡し
8 日	木	大雨により町内全小中学校臨時休業
13 日	火	大山小1年坊領川の自然観察講師、大山小ヒメボタル調査講師
14 日	水	大山保育所自然観察講師、青少年育成町民会議夏の見守り活動
15 日	木	管理職会、中国地区市町村教育委員会連合会(オンライン) 水道水の濁りにより大山地区小中学校給食の提供中止(~16日)
19 日	月	鳥取県西部地域に新型コロナ特別警報発令
20 日	火	大山保育所川遊び講師、大山小ヒメボタル調査講師
21 日	水	町内全小中学校1学期終業式
27 日	火	町臨時校長会
30 日	金	定例教育委員会

今 後 の 予 定

8 月 5 日	木	町校長会
---------	---	------

議案第1号

大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例の一部を改正する条例について

大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例(平成17年大山町条例第140号)の一部改正について、次のとおり提出する。

令和3年7月30日

大山町教育委員会

教育長 鷺見寛幸

大山町農業者トレーニングセンター・多目的運動広場及び農村運動広場条例(平成17年大山町条例第140号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後						改正前					
別表(第7条関係)						別表(第7条関係)					
(1) (略)						(1) (略)					
(2) 名和農業者トレーニングセンター						(2) 名和農業者トレーニングセンター					
施設名	使用料					施設名	使用料				
	区分	午前	午後	夜間	全日		区分	午前	午後	夜間	全日
		9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時			9時～13時	13時～17時	17時～22時	9時～22時
研修室	施設使用料	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円	研修室	施設使用料	1,100円	1,100円	1,650円	3,850円
	冷・暖房使用料	1時間につき110円	1時間につき110円	1時間につき110円	1時間につき110円	研修室	冷・暖房使用料	1時間につき110円	1時間につき110円	1時間につき110円	1時間につき110円
診断室／健康	施設使用料	550円	550円	770円	1,850円	診断室／健康	施設使用料	550円	550円	770円	1,850円

相談室 ／会議 室	冷・暖 房使用 料	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	相談室 ／会議 室	冷・暖 房使用 料	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	1時間 につき 110円	
クライ ミング ウォー ル	施設使 用料	町内	1人1日につき550円									
		町外	1人1日につき1,100円									
	利用内容	量目	施設使用料				利用内容	量目	施設使用料			
農産物 加工	(略)					農産物 加工	(略)					
(3)及び(4) 備考	(略)					(3)及び(4) 備考	(略)					

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2 号

大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱の全部改正について

大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱（平成 22 年大山町教育委員会告示第 10 号）の全部改正について、次のとおり提出する。

令和 3 年 7 月 3 0 日

大山町教育委員会
教育長 鷲 見 寛 幸

大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この告示は、大山町アートスタート活動支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、大山町補助金等交付規則（平成 17 年大山町規則第 46 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 本補助金は、0 歳から小学校入学前の乳幼児（以下「未就学児」という。）を対象とした作品鑑賞、創造体験又は公演鑑賞（以下「アートスタート」という。）の機会を提供する団体の活動を支援することにより、子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性を育てていくことを目指すとともに、文化・芸術活動の振興、これを支える人材の育成を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第 3 条 町長は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額から当該事業に伴う収入（本補助金を除く。）を控除して得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、1 事業につき 200 千円を限度とする。

また、同一年度における同一団体に対する補助金の交付額は 200 千円を限度とする。

- 3 事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例(平成 23 年鳥取県条例第 68 号)の趣旨を踏まえ、県内事業者(同条例第 2 条第 1 項に規定する事業者をいう。)への発注に努めなければならない。また、補助対象経費の委託費(公演委託料を除く。)については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と町長が認めた場合は、この限りではない。

(補助金の交付の申請)

第 4 条 本補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第 5 条に定める交付申請書を町長に提出しなければならない。なお、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 1 号)
- (2) 収支予算書(様式第 2 号)
- (3) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 5 条 町長は、本補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、本補助金を交付すべきものと認めたときは、規則第 8 条第 1 項に定める交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 6 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大山町アートスタート活動支援事業補助金実績報告書(様式第 3 号)を町長に提出しなければならない。なお、その提出期限は、町長が別に定める日とする。

- 2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第 1 号)
- (2) 収支決算書(様式第 2 号)
- (3) 補助対象経費の積算根拠となる資料
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 7 条 町長は、規則第 19 条の規定により本補助金の交付額を確定したときは、大山町アートスタート活動支援事業補助金交付額確定通知書(様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

(概算払)

第8条 町長は、概算払により本補助金を交付しようとする場合においては、大山町アートスタート活動支援事業補助金概算払通知書(様式第5号)を補助事業者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、本補助金の交付を受けた者が虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の交付決定を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を命ずることができるものとする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この告示は、令和3年8月1日から施行する。

別表

1 事業	2 補助事業者	3 補助対象経費
未就学児を対象としたアートスタートの機会を提供する事業。ただし、以下に該当するものを除く。 ア 入場料を徴収しない事業(ただし、交付決定後に、不測の事態の発生など特別の事情により、入場料収入が見込めないと町長が認めた場合はこの限りではない。) イ 会員制度を有する団体が実施する事業で、当該団体の会員以外の入場料を会員よりも高く設定している事業	活動の本拠としての事務所を町内に有する特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)の規定により設立された法人又は営利を目的とせず未就学児の健全育成に資する活動を行う団体	(1) アートスタートの開催に必要と認められる経費 (2) アートスタートの広報など、事業周知に必要と認められる経費 (3) アートスタートの開催に当たり設置した実行委員会等に要する経費

様式第1号(第4条、第6条関係)

年度 大山町アートスタート活動支援事業補助金事業計画(報告)書

団体名	
代表	
連絡先	

事業名		
実施期間	年 月 日() 時 分 開場	
	年 月 日() 時 分 開演	
事業実施する 団体及び代表 者名(住所)	代 表	
	事務局 西伯郡大山町	
会 場	名 称	
	所在地	
入 場 者	総入場者数 人 (内訳：未就学児 人、その他 人)	
目 的		
事 業 内 容		
出 演 者	名 称	
	住 所	
入 場 料 金		
共 催 者 等		
そ の 他		

様式第2号(第4条、第6条関係)

年度 大山町アートスタート活動支援事業補助金収支予算(決算)書

1 収入

(単位:円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引(B-A)	備考
市町村補助金				
その他助成額				
入場料				
その他				
自己資金				
計				

2 支出

(単位:円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引(B-A)	備考
補助対象経費	公演料			
	謝金			
	旅費			
	印刷費			
	広報費			
	会場使用料			
	消耗品費			
	通信費			
	委託料			
	小 計			
補助対象外経費	食糧費			
	小 計			
合 計				

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

大山町長 様

申請者 住所
氏名 (団体名、代表名) 印

年度大山町アートスタート活動支援事業補助金実績報告書

年 月 日付 第 号による交付決定に係る事業の実績について
大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、
下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	年度大山町アートスタート活動支援事業補助金	
区 分	算定基準額	交付決定額
交 付 決 定	円	円
実 績	円	円
差 引	円	円
添 付 書 類	1 事業実告書 2 収支決算書 3 その他	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

様

大山町長

印

年度大山町アートスタート活動支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定した標記補助金について、年 月 日付で提出された実績報告書を審査した結果、下記のとおり補助金の額を確定したので、大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	補助金の確定額	金	円
3	既交付済額	金	円
4	差引支払額	金	円

様式第 5 号 (第 8 条関係)

年 月 日

様

大山町長

印

年度大山町アートスタート活動支援事業補助金概算払通知書

年 月 日付第 号で交付決定した標記補助金について、下記のとおり概算払することとしたので、大山町アートスタート活動支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により通知します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	今回概算払額	金	円
3	残額	金	円